

## 記載要領

### 1 解体工事業登録申請書 [様式第 1 号]

#### (表面)

- ① 「登録の種類」の欄は、新規申請か更新申請かを区分するものです。該当しない方を二重線で消してください。
- ② 「登録番号」「登録年月日」欄には何も記載しないでください。
- ③ 申請者欄には、個人の場合は申請者本人の氏名と印鑑を、法人の場合は代表者の氏名と代表者の印をそれぞれ記入、押印してください。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は法人名を個人の場合は本人の氏名を記載してください。なお、必ずフリガナを記載してください。
- ⑤ 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所（本社等）を、個人の場合は本人の住所を記載してください。
- ⑥ 「法人である場合のフリガナ代表者の氏名」の欄は、法人の場合に法人の代表者の氏名とフリガナを記載してください。個人の場合は記載不要です。
- ⑦ 「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄は、法人の場合に、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名を記載してください。なお、氏名についてはフリガナを記載してください。個人の場合は記載不要です。
- ⑧ 「申請時において既に受けている登録」欄は、更新申請する場合のみ記載が必要です。新規申請の場合は記載不要です。

#### (裏面)

- ⑨ 「法第 3 1 条に規定する者（技術管理者）の氏名」欄は、技術管理者の要件に該当した方の氏名を記載してください。
- ⑩ 「営業所の名称及び所在地」欄には、全ての営業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号を記載してください。なお、営業所は県内外を問わず記載し、名称にはフリガナも記載してください。
- ⑪ 「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」欄には、申請者が未成年の場合に、法定代理人の氏名、住所を記載してください。なお、氏名にはフリガナも記載してください。
- ⑫ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄は、登録申請時に他都道府県知事の登録がある場合に記載してください。登録がない場合は記載不要です。

### 2 誓約書 [様式第 2 号]

- ① 誓約書は、登録申請者、その役員及び法定代理人（法人の場合は当該法人及びその役員）が登録拒否事由に該当していないことを誓約するものです。

- ② 誓約書には、申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合は代表者）の氏名を記載し、申請者の印（法人の場合は代表者の印）を押印してください。登録の申請者は法人の場合は代表者、個人の場合は本人です。なお、申請者が未成年者である場合には、法定代理人の方の誓約書も必要です。
- ③ 誓約書は、登録を受けようとする都道府県知事あてに提出されるものであるため、宮城県知事名を記載してください。

### 3 実務経験証明書 [様式第3号]

- ① 実務経験証明書は、選任した技術管理者が必要な実務経験を有していることを証明するものです。なお、実務経験ではない資格（1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等）による申請等の場合は必要ありません。別途資格証等が必要になります。
- ② 「実務の経験」とは、解体工事に関する技術上の経験を言います。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験です。解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含まれます。ただし、解体現場の雑務、事務等については含みません。
- ③ 「証明者」の欄は、技術管理者の経験を証明する方の住所・氏名を記載し、押印します。原則として、技術管理者の使用者となります。使用者が証明できない場合は、「使用者の証明を得ることができない場合」欄に記載の上、実務経験を証明できる方（当時在籍していた会社の上司等）に証明してもらうこともできます。また場合によっては、申請者本人が自己証明をすることも可能ですが、別途書類を提出していただく場合がありますので、使用人以外の方が証明する場合には、事前にご相談ください。
- ④ 「技術管理者の氏名」欄には、証明される技術者名を記載し、当該技術者の生年月日を「生年月日」欄に記載してください。
- ⑤ 「使用者の商号又は名称」欄は、当該技術者が、経験を得たときの使用者の商号又は名称を記載してください。
- ⑥ 実務経験該当時期に、どのような実務経験を行ったのかを「実務経験の内容欄」に記載し、その年数を「実務経験年数」欄に記載してください。なお、経験期間が重複している場合には、二重計算されません。
- ⑦ 「証明者と被証明者との関係」欄については、証明者から見た被証明者との関係を記載して下さい。（「社員」等）
- ⑧ 所定の用紙に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。

### 4 登録申請者の調書 [様式第4号]

- ① 「登録申請者の調書」は、法人で申請する場合は、法人自体の調書と法人の役員全員の調書が必要です。個人で申請する場合は、本人の調書が必要です。申請者が未成年者の場合は、法定代理人の調書が必要です。

- ② 「

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

」の調書欄は、それぞれ対応するもの以外の3つを二重線で消してください。
- ③ 「現住所」「商号、名称又は氏名」「生年月日」欄については、それぞれ調書を記そうとする方について記載してください。
- ④ 「賞罰」の欄は、解体工事業等に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記載します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記載します。

## 5 解体工事業登録事項変更届出書〔様式第6号〕

- ① 登録後、登録事項に変更があった場合に提出してください。
- ② 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄については、それぞれ該当する事項を記載してください。
- ③ 「変更に係る事項」欄は、変更があった事項について記載してください。
- ④ 「変更前」「変更後」欄は、変更部分が分かるように対比させて記載してください。
- ⑤ 「変更年月日」欄は、変更があった日を記載して下さい。

## 6 解体工事業者登録票（標識）〔様式第7号〕

- ① 登録後は、登録票（標識）を解体工事業者の営業所及び解体工事現場の全てに掲げなければなりません。
- ② 登録票は、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上の大きさが必要です。
- ③ 「商号、名称又は氏名」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」「技術管理者の氏名」欄は、それぞれ該当する事項を記載してください。
- ④ 「技術管理者の氏名」欄は、営業所に登録票を掲げる場合には登録した技術管理者のうち1名を、解体工事現場に掲げる場合には当該現場を担当する技術管理者を記載してください。

## 7 帳簿〔様式第8号〕

- ① 帳簿は、解体工事1件ごとに記載し、整備、保存しておく必要があります。
- ② 「注文者の氏名又は名称」「注文者の住所」「施工場所」「着工年月日及び竣工年月日」「工事請負金額」「当該工事に係る技術管理者の氏名」欄、それぞれに該当する事項を記載してください。